

## 令和4年度

### 第1回川口市立鳩ヶ谷公民館運営審議会

日 時 令和4年7月7日（木）  
午後2時00分  
場 所 ふれあいプラザさくら

#### — 次 第 —

1 開 会

2 委嘱書の交付

3 会長・副会長の選出

4 会長あいさつ

5 議 題

(1) 令和3年度公民館使用状況について

(2) 令和3年度公民館事業報告について

ア) 公民館事業について

イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について

(3) 令和4年度公民館事業計画について

ア) 公民館事業について

イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について

(4) その他

6 閉 会

## 議題

### (1) 令和3年度 公民館使用状況について

#### ①主催（共催）の部

種 別	利用件数（件）	参加人数（人）	
公民館	定期講座	10	219
	その他の事業	5	111
	合 計	15	330

#### ②貸出の部

種 別	利用件数（件）	参加人数（人）	
社会教育関係団体	少年少女団体	0	0
	ボランティア団体	0	0
	青少年団体	0	0
	長寿団体	0	0
	体育レク団体	0	0
	PTA	0	0
	実務団体	0	0
	趣味団体	0	0
	その他の団体	0	0
	小 計	0	0
その他	公共団体	0	0
	行政協力団体	0	0
	自治会	0	0
	その他	0	0
	小 計	0	0
合 計	0	0	

#### 鳩ヶ谷公民館登録団体数

(団体数)

	4年度	3年度	比 較
優先団体	60	66	△ 6
一般団体	10	14	△ 4
合 計	70	80	△ 10

(5月31日時点)

## 議題

### (2) 令和3年度 公民館事業報告について

#### ア) 公民館事業について

講座名	内 容	開催日	回数	対 象	参加者数 (延べ)
市民大学（前期） 川口の自然を知ろう～保 全・再生の活動～	川口の自然環境について学習 し、失われつつある自然の保 全・再生について知識を深め る。	6月 6日（日） 6月12日（土） 6月20日（日） 6月27日（日）	4	一般	46
クラブリーダー研修会 （資料配布）	公民館からのお知らせ及び利用 団体からの意見等情報交換を行 う。	6月11日（金）～ 7月14日（水）の期間	1	社会教育 関係団体 代表者	56
人権問題理解講座 （資料配布）	身の回りの人権にかかわる様々 な問題について、理解を深め る。	6月11日（金）～ 7月14日（水）の期間	1	一般	50
ノルディック・ウォーク 体験教室	初心者向けノルディック・ ウォークの基礎歩行を学ぶと共 に、腰・膝への負担を軽減させ ながら、消費カロリーアップ・ 全身の筋力アップが図れる技術 の学習をする。	10月24日（日） 10月31日（日）	2	一般	27
鳩ヶ谷公民館地区文化祭 （中止）	公民館利用団体に学習の成果を 発表する機会を提供し、地域住 民に、公民館に対する親しみを 深めてもらう場を提供する。	-	2	公民館利 用者と地 域の方	-
子ども工作教室 「羊毛フェルトで猫顔の フレーム飾りを作ろう」 （青少年育成事業と共催）	羊毛フェルト制作により、もの づくりの楽しさ、技術を体験す る。	12月12日（日）	2	小学生	23
血液循環とロコモ体操講 座	血液やリンパの流れを促し、関 節の可動域を広げる体操をとお して、ロコモティブシンドローム について学ぶ。	1月 7日（金） 1月14日（金） 1月21日（金） 1月28日（金）	4	一般	63

イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について

事業名	内 容	開催日	会 場	参加者数
愛のひと声、あいさつ運動 （青少年非行防止夜間パトロール） （中止）	愛のひと声、あいさつ運動の一環として、地区ごとに非行防止夜間パトロールを行う。  〔※ 協力：武南警察署生活安全課 川口市防犯対策室〕	7月30日（金） 8月 6日（金） 8月20日（金）	鳩ヶ谷本町地区 桜 町 地 区 坂 下 町 地 区	-
子ども工作教室 「羊毛フェルトで猫顔のフレイム飾りを作ろう」 （公民館事業と共催）	羊毛フェルト制作により、ものづくりの楽しさ、技術を体験する。	12月12日（日）	鳩ヶ谷武道場	23
おかめ市開催に伴う街頭補導 （中止）	街頭パトロール等により、子どもたちの安全を保つ。	12月25日（土）	鳩ヶ谷氷川神社	-
子ども体験教室 「家族で楽しむバルーンアート教室」 （中止）	地域の子どもたちが、保護者と一緒に、身近にあるゴム風船を使ってアート作品を完成させ、ものを作ることの楽しさを体験する場とする。	2月20日（日）	ふれあいプラザ さくら	-

※第64回川口市明るい街づくり運動推進大会表彰

青少年育成功労者賞	遠藤 ミツル 氏 （鳩ヶ谷地区において、主任児童員として7年、また、青少年育成推進員として5年にわたり、青少年健全育成、教育向上に努め、地域意識向上に貢献したことが認められました。）
-----------	--

## 議題

### (3) 令和4年度 事業計画について

#### ア) 公民館事業について

講座名	内容	開催日	回数	対象	定員
はじめてのアロマテラピー講座	アロマテラピー（芳香療法）の基礎を学習・体験することで、日常生活へのアロマテラピーの取り入れ方、セルフトリートメントやマッサージについて学ぶ。	5月19日（木） 5月26日（木）	2	一般	20名
市民大学（前期）健康寿命アップ講座	自宅で簡単にできる運動や、それを継続していくことの大切さを学ぶことにより、健康的な生活を送る方法やコツを習得する。	6月 1日（水） 6月 8日（水） 6月15日（水） 6月22日（水）	4	一般	50名
子ども体験教室 「家族で楽しむバルーンアート教室」 （青少年育成事業と共催）	地域の子どもたちが、保護者と一緒に、身近にあるゴム風船を使ってアート作品を完成させ、ものを作ることの楽しさを体験する。	7月31日（日）	2	小学生 及び その保護者	各回 10組20名
夏休み子ども科学教室 （青少年育成事業と共催）	地域の子どもたちが、科学をとり入れた制作や、実験を体験することで、楽しみながら科学の仕組みや不思議を学ぶ。	8月18日（木）	2	小学生	各回 20名
血液循環とロコモ体操講座	血液やリンパの流れを促す体操やロコモティブシンドロームについて学ぶ。	10月 7日（金） 10月14日（金） 10月21日（金） 10月28日（金）	4	一般	25名
脳トレ入門講座 （オンライン講座）	脳の活性化を図る体操等を学ぶ。	-	3	一般	-
クラブリーダー研修会	公民館からのお知らせ及び利用団体からの意見等情報交換を行う。	未定	1	社会教育 関係団体 代表者	
人権問題理解講座	身の回りにおける人権にかかわる様々な問題について、理解を深める。	未定	1	一般	

イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について

事業名	内 容	開 催 日	会 場
子ども体験教室 「家族で楽しむバルーンアート教室」 （公民館事業と共催）	地域の子どもたちが、保護者と一緒に、身近にあるゴム風船を使ってアート作品を完成させ、ものを作ることの楽しさを体験する場とする。	7月31日（日）	ふれあいプラザ さくら
愛のひと声、あいさつ運動 （青少年非行防止夜間パトロール）	愛のひと声、あいさつ運動の一環として、地区ごとに非行防止夜間パトロールを行う。 〔※ 協力：武南警察署生活安全課 川口市防犯対策室〕	7月29日（金） 8月 5日（金） 8月26日（金）	鳩ヶ谷本町地区 坂下町地区 桜 町 地 区
夏休み子ども科学教室 （公民館事業と共催）	地域の子どもたちが、科学を取り入れた制作や、実験を体験することで、楽しみながら科学の仕組みや不思議を学ぶ。	8月18日（木）	ふれあいプラザ さくら
おかめ市開催に伴う街頭補導	街頭パトロール等により、子どもたちの安全を保つ。	未 定	鳩ヶ谷氷川神社

# 鳩ヶ谷公民館運営審議会委員名簿

任期：令和6年6月30日迄

【敬称：略】

番号	氏名	現在の公職	条例第3条該当名
1	いわた なおよ 岩田 直代	鳩ヶ谷小学校校長	学校教育関係者
2	かんざき ゆうじん 神崎 有 人	桜町4丁目自治会長	社会教育関係者
3	たかはし けんじ 高橋 健 二	桜町5丁目自治会長	社会教育関係者
4	なか やま しげる 中 山 茂	3フォール東鳩ヶ谷団地自治会長	社会教育関係者
5	みやた のりかず 宮田 典 和	鳩ヶ谷本町三丁目自治会長	社会教育関係者
6	くらはし じゅんいち 倉橋 純 一	鳩ヶ谷本町4丁目自治会長	社会教育関係者
7	おだぎり としあき 小田切 敏 昭	坂下町3丁目自治会長	社会教育関係者
8	やはぎ としお 矢作 登 司 雄	坂下町1丁目自治会長	社会教育関係者
9	かない ふみこ 金井 夫 美 子	公民館利用団体役員	社会教育関係者
10	しみず せいじ 清水 征 治	公民館利用団体役員	社会教育関係者
11	まつむら きみこ 松村 き み 子	川口市民生委員児童委員	社会教育関係者
12	えんどう ミツル 遠藤 ミツル	川口市民生委員児童委員（主任児童委員）	社会教育関係者
13	こやなぎ みさ子 小柳 美 佐 子	青少年育成推進員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
14	かわかみ やすえ 川上 靖 恵	青少年育成推進員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
15	のぐち ひろあき 野 口 宏 明	川口市議会議員	知識経験者

# 令和3年度 社会教育施設使用状況実績

資料

## ※オンライン講座は別途集計

施設名	講座等 延参加者数						文化祭	貸館人数	施設利用人数 計 (資料配布は除く)	講座等 実施回数						文化祭	合計 (※主催講座は4 回で1講座の場 合、4とカウント)	合計 (※4回で1講座 の場合、1とカ ウント)	
	主催講座 (資料配布 含む)	主催講座 (資料配布 は除く)	イベント等	会議等	合計 (資料配布 含む)	合計 (資料配布 は除く)				主催講座 (資料配布 含む) (※4回で1 講座の場合、 4とカウント)	主催講座 (資料配布 含む) (※4回で1 講座の場合、 1とカウント)	主催講座 (資料配布 は除く) (※4回で1 講座の場合、 1とカウント)	イベント等	会議等	合計 (※4回で 1講座の 場合、4と カウント)				合計 (※4回で 1講座の 場合、1と カウント)
西公民館	457	345	1,266	12	1,735	1,623	0	73,947	75,570	11	3	1	92	1	104	96	0	104	96
幸栄公民館	164	94	1,110	400	1,674	1,604	0	72,015	73,619	16	7	5	93	24	133	124	0	133	124
並木公民館	88	0	1,212	15	1,315	1,227	0	57,386	58,613	2	2	0	44	1	47	47	0	47	47
横曽根公民館	226	156	1,808	26	2,060	1,990	0	32,274	34,264	16	6	4	112	2	130	120	0	130	120
西川口公民館	91	22	280	144	515	446	0	12,564	13,010	2	2	1	34	16	52	52	0	52	52
青木公民館	140	58	2,002	56	2,198	2,162	0	29,536	31,652	6	5	3	98	6	110	109	0	110	109
青木東公民館	66	0	1,413	50	1,529	1,463	0	29,910	31,373	2	2	0	93	4	99	99	0	99	99
上青木公民館	50	0	4,148	76	4,274	4,224	0	79,345	83,569	2	2	0	140	9	151	151	0	151	151
前川公民館	91	91	1,379	94	1,564	1,564	0	53,048	54,612	9	2	2	141	5	155	148	0	155	148
前川南公民館	160	106	991	29	1,180	1,126	0	22,920	24,046	18	8	6	91	3	112	102	0	112	102
南平公民館	216	0	1,999	124	2,339	2,123	0	28,104	30,227	2	2	0	116	4	122	122	0	122	122
領家公民館	112	92	667	52	831	811	0	24,296	25,107	10	6	5	43	3	56	52	0	56	52
朝日公民館	395	341	682	38	1,115	1,061	0	24,616	25,677	22	7	5	83	3	108	93	0	108	93
朝日東公民館	89	61	543	88	720	692	0	24,052	24,744	9	5	3	48	5	62	58	0	62	58
神根公民館	70	0	1,253	76	1,399	1,329	0	36,530	37,859	2	2	0	94	9	105	105	0	105	105
神根西公民館	86	54	2,033	28	2,147	2,115	0	23,524	25,639	5	3	1	138	2	145	143	0	145	143
神根東公民館	236	208	697	14	947	919	0	22,309	23,228	25	4	3	92	1	118	97	0	118	97
根岸公民館	67	67	873	82	1,022	1,022	0	11,883	12,905	4	3	3	96	9	109	108	0	109	108
芝公民館	109	51	394	145	648	590	0	22,478	23,068	7	3	1	48	8	63	59	0	63	59
芝南公民館	68	12	1,334	73	1,475	1,419	0	27,565	28,984	3	3	1	100	9	112	112	0	112	112
芝西公民館	170	110	1,535	42	1,747	1,687	0	26,877	28,564	15	6	4	95	3	113	104	0	113	104
芝北公民館	90	0	1,311	21	1,422	1,332	0	23,720	25,052	2	2	0	96	2	100	100	0	100	100
芝富士公民館	875	803	468	33	1,376	1,304	0	9,406	10,710	63	12	10	96	3	162	111	0	162	111
芝園公民館	42	0	602	29	673	631	0	23,135	23,766	2	2	0	94	3	99	99	0	99	99
新郷公民館	784	739	896	29	1,709	1,664	0	46,742	48,406	32	6	5	88	2	122	96	0	122	96
新郷南公民館	245	200	1,582	23	1,850	1,805	0	12,296	14,101	16	8	6	348	3	367	359	0	367	359
安行公民館	288	226	1,499	28	1,815	1,753	0	23,954	25,707	12	4	2	90	3	105	97	0	105	97
安行東公民館	125	23	1,334	12	1,471	1,369	0	20,100	21,469	4	3	1	98	1	103	102	0	103	102
戸塚公民館	0	0	9,762	30	9,792	9,792	0	56,437	66,229	0	0	0	96	2	98	98	0	98	98
戸塚西公民館	25	0	205	15	245	220	0	8,267	8,487	1	1	0	22	1	24	24	0	24	24
鳩ヶ谷公民館	219	113	0	111	330	224	0	0	224	10	5	3	0	5	15	10	0	15	10
南鳩ヶ谷公民館	134	97	460	122	716	679	0	19,511	20,190	14	6	5	50	4	68	60	0	68	60
里公民館	159	103	741	37	937	881	0	32,853	33,734	16	5	3	43	2	61	50	0	61	50
小計	6,137	4,172	46,479	2,154	54,770	52,805	0	1,011,600	1,064,405	360	137	83	3,012	158	3,530	3,307	0	3,530	3,307
中央ふれあい館	352	184	4,359	134	4,845	4,677	0	118,642	123,319	18	7	5	99	13	130	119	0	130	119
生涯学習プラザ	189	145	0	39	228	184	0	36,855	37,039	20	7	5	0	3	23	10	0	23	10
合計	6,678	4,501	50,838	2,327	59,843	57,666	0	1,167,097	1,224,763	398	151	93	3,111	174	3,683	3,436	0	3,683	3,436
南平文化会館					0	0	0	19,278	19,278								0		



# 令和4年度予算額

参 考

10款 教育費 6項 公民館費

(単位:円)

目	節	細節	説明	配分額		備考
				4年度	前年度	
1	1	52	報酬	65,000	65,000	公民館運営審議会委員報酬
1	7	2	講師等報奨金	70,000	80,000	市民大学用
1	10	3	食糧費	0	2,000	
2	7	2	講師等報奨金	170,000	257,000	
2	10	1	消耗品費	50,000	70,000	
2	11	1	通信運搬費	4,500	4,700	郵便代
2	13	2	電子複写機等借上料	0	63,420	コピーキット代
2	13	6	印刷機等借上料	0	28,600	インク・マスター代
合 計				359,500	570,720	

## ○川口市公民館運営審議会条例

平成11年12月21日条例第48号

## 改正

平成24年3月27日条例第23号

## 川口市公民館運営審議会条例

(設置)

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2以上の公民館について1の審議会を置くことができる。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

**第3条** 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

**第7条** 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正)

2 川口市立公民館設置及び管理条例（昭和46年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則**（平成24年3月27日条例第23号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

# 川口市公民館運営審議会事務要綱

## 1 目的

この要綱は、本市の公民館運営審議会の事務に関し共通の基準を定めることにより、館長の諮問機関としての適切な運営を図ることを目的とする。

## 2 設置

一つの公民館に一つの公民館運営審議会を置く。

## 3 委員

(1) 委員の役割…公民館の運営に、地域住民の意見・要望等が十分に反映される役割を担う。

(2) 身分…非常勤の特別職公務員。

(3) 兼務の禁止…一人が2つ以上の公民館運営審議会委員を兼ねることはできない。

(4) 男女比…3割以上(4人)は女性委員とするよう努めるものとする。

(5) 構成人数等(各関係者の人数は原則とする)

ア 学校教育関係者…1～3人

(ア) 学校教育関係者とは、地域内の公立学校長。

(イ) 役割…地域の教育という観点から公民館運営について、指導・助言する役割を担う。

イ 社会教育関係者…8～12人

(ア) 社会教育関係者とは、地域の社会教育活動者・施設の社会教育関係団体。

(イ) 役割…地域の社会教育活動や施設の社会教育関係団体に所属し、その活動・団体の現状や問題点を十分に把握するとともに、それらが公民館の持つ「公共性」「目的」と、どう一致するかを冷静に見て判断し、公民館運営をのばすように協力する役割を担う。

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者…2人以内

(ア) 家庭教育の向上に資する活動を行う者とは、地域の子育てサークルのリーダー・子育てサポーター・家庭教育に関する相談員や児童福祉司等。

(イ) 役割…地域の家庭教育に関する学習機会の現状や課題を十分に把握するとともに、地域の実情に応じた多様な学習機会が提供されるよう公民館運営に協力する役割を担う。

エ 知識経験者…2人以内

(ア) 知識経験者とは、地域の見識者・議会議員・社会教育関係団体構成員・公務員等。

(イ) 役割…地域の文化活動や学習活動の模範的実践者で、学問上の識見と豊かな生活経験があり、公民館に関して「知識・経験」者であるとともに館長へよき助言をする役割を担う。

#### 4 期間

1期2年とする。但し、再任は連続して2期までを原則とする。

#### 5 調査審議内容

公民館における各種事業の企画実施等に関することについて調査審議するものとし、内容は次ぎのようなものとする。

- (1) 公民館事業計画
- (2) 地域の実態と課題について調査
- (3) 地域課題に対する施策について
- (4) 学級講座の体系化と充実について
- (5) 地域住民からの人材発掘
- (6) 利用状況などの調査分析
- (7) 情報収集と公民館活動への反映
- (8) 社会教育関係団体の育成方策と連絡提携
- (9) 公民館の趣旨徹底と広報活動
- (10) その他

#### 6 委員の選出

選考協議会を開催し次のとおり委員を選出する。なお、選考協議会に関し、事前に館長を進行役とした事前協議会を開催することができる。

##### (1) 選考協議会の開催（座長・進行役は互選 委員数は10名以内）

ア 学校教育関係者・社会教育関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者・知識経験者の別に定数内訳を枠決めする。

イ 学校教育関係者は、当該学校長間で互選する旨館長から説明する。

ウ 社会教育関係者は、地域の社会教育活動者及び施設の社会教育関係団体に分けそれぞれ列挙し選出する。

エ 地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者を列挙し選出する。ただし、館長の意見を取り入れる。

オ 地域の知識経験者を列挙し選出する。ただし、館長の意見を取り入れる。

##### (2) 推薦書の提出

ア 選出した施設の社会教育関係団体には、民主的選出による人選をおこない会長名で推薦書を館長あてに提出するよう依頼する。

イ 選出した地域の社会教育活動者、地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者及び地域の知識経験者は、内諾を得た後選考協議会で推薦する。

##### (3) 教育委員会に提出

ア 館長は候補者内申書・委員名簿を作成し、教育委員会の会議に議案として提出し議決を得てから委嘱する。

## 7 任期途中の補充

(1) 解嘱の事由が発生した場合には、速やかに教育長あてに解嘱の報告をするものとする。

なお、解嘱の事由は、

ア 委員が死亡した場合。(教育委員会報告事項)

イ 職指定(学校教育関係者)の委員がその職を離れた場合。(教育委員会報告事項)

ウ 法律・条例及びこの要綱の規定されている委員としての資格要件を欠くに至った場合。  
(教育委員会報告事項)

エ 本人が退任した場合。(教育委員会議決事項)

オ 委員としてふさわしくない非違があったため、教育委員会として委員を解嘱する場合。  
(教育委員会議決事項)

※ 各種審議会委員等の解嘱に関する教育委員会の議決基準(昭和57年8月5日教育委員会決定)

ただし、教育長あてへの解嘱の報告事由は、ア、イ、ウ、エとする。

(2) 委員の選出については、本来は選考協議会を開催すべきところではあるが、次のとおり取り扱うものとする。

ア 学校教育関係者は、館長が調整する。

イ 地域の社会教育活動者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

ウ 施設の社会教育関係団体には、その団体から選出してもらう旨館長が説明し、団体の会長名で推薦してもらう。

エ 地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

オ 地域の知識経験者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

## 8 会議

(1) 会議は、年1回以上開催するものとする。

(2) 会議は、公開とする。(公開については、川口市審議会等の会議公開に関する要綱による。)

(3) 会議には、館長と公民館職員が出席するものとする。

(4) 議事録(答申)は、議事録署名人2名を選任し、記名押印をして文書で残すものとする。

## 9 傍聴

(1) 会議の傍聴人の定員は、2名以内とする。

(2) 傍聴の受付は、先着とし会議傍聴申込受付簿に記名させるものとする。

## 10 庶務

庶務は公民館で行い、会議資料及び議事録(答申)は生涯学習課長の決裁を受け保管する。

11 会議資料

会議資料及び議事録（答申）は、生涯学習課ならびに行政管理課（市政情報コーナー）にそれぞれ1部ずつ提出する。

12 広報

会議資料及び議事録（答申）を窓口等で公開する。

（附則）この要綱は、平成12年4月1日から、実施する。

この要綱は、平成20年4月1日から、実施する。

この要綱は、平成22年4月1日から、実施する。

この要綱は、平成24年4月1日から、実施する。